**＜資料タイトル　社内用説明資料の例＞**

**※各企業の状況に応じて修正してお使いください**

**○法律改正の要点**

2024年10月から、従業員数「51～100人」に該当する当社において、以下の要件に該当する短時間労働者(パート・アルバイト)について、健康保険・厚生年金保険の加入が義務化。

|  |  |
| --- | --- |
| ☑週の所定労働時間が20時間以上 | ☑所定内賃金が月額8.8万円以上 |
| ☑２か月を超える雇用の見込みがある | ☑学生ではない |

**○人件費について**

　当社において、法律改正の対象となる全従業員が仮に全員社会保険に加入した際の社会保険料の増額分は○円となる。

　各営業所における対象従業員数と社会保険料の増額は下表のとおり。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 営業所 | 対象従業員数 | 社会保険料（前年比） | 社会保険料（前月比） |
| A営業所 | ○人 | ＋○円 | ＋○円 |
| B営業所 | ○人 | ＋○円 | ＋○円 |
| 計 | ○人 | ＋○円 | ＋○円 |

**○従業員の負担について**

１日6時間、週４日働く従業員本人の社会保険料負担額は、月額13,870円となる。

（注）従業員本人の社会保険料負担額について、現場責任者等から従業員へ説明するよう案内予定。

**○利用可能な国の制度**

・キャリアアップ助成金：社会保険に新たに加入し、手取りを減らさない取組を行った場合、国からの助成制度で従業員１人あたり最大50万円の助成

・専門家活用支援事業：適用拡大に関する事項について相談可能な社会保険労務士を無料派遣

**○社内の周知**

　対象従業員への周知は、社内イントラメール、社内報にて行う。

 　当社内における10月に向けての従業員との調整のスケジュールは以下を予定。

シフト調整

人員の確保

説明結果

報告

従業員への説明開始

現場責任者（説明者）

への案内

周知準備